

法務省 犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会（第12回） 議事要旨

1 日時

令和5年3月22日 午後5時頃～午後6時頃

2 協議会の方法

対面及びWeb会議方式

3 議事要旨

(1) 意見交換

本制度の方向性に関する取りまとめに向けた意見交換が行われた。

ア 本制度の趣旨

犯罪被害者等は被害直後から様々な対応が求められること等を踏まえ、これに対する支援・援助が必要であること等が確認された。

日弁連から、本制度は単に経済的援助にとどまるものではなく、国による法的支援の制度として位置付けられるべきとの意見が述べられた。

イ 支援対象

対象犯罪の範囲についての考え方に関する意見交換が行われたほか、日弁連から、被害者と内縁関係や事実上の親子関係にある者を対象者に含めるか否かについて検討すべきという意見が述べられた。

ウ 支援内容等

本制度は弁護士による継続的かつ包括的支援を受けられる制度にすべきであること、法律相談の位置付け等については、「被害者等」該当性の認定や、本制度の始期の在り方等を踏まえて更に検討を要することが確認された。

本制度と民事法律扶助との関係性等については、それぞれの支援対象、利用要件、費用負担、報酬基準等を踏まえつつ、更に検討を要することが確認された。

また、本制度の公判段階における支援内容等については、被害者参加人のための国選弁護制度との関係性等を踏まえつつ、更に検討を要することが確認された。

エ 利用要件・費用負担等

利用要件の内容等については、更に検討を要することが確認されたほか、利用者の費用負担については、より利用しやすい費用負担の在り方を更に検討すべきであることが確認された。

(2) 今後の予定等

次回（第13回）の会議は、令和5年4月11日午後5時30分からと指定された。

次回の会議においては、取りまとめの内容等について、更に意見交換等を行うこととされた。